

発言者：谷藤利子議員

おはようございます。日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、大きな項目の行徳地域のまちづくりについて、中項目ごとに一問一答で質問をいたします。

1 点目のふたかけ歩道の整備の考え方についてです。

道路構造令の23条にありますように、交通量が多い歩道をふたかけした状態で利用することは、法的には位置づけられていないわけです。ふたを支えているさっ渠の耐用年数は土木構造物に該当しないことからすれば、25年から30年ぐらいではないかなと私は思います。歩行者の安全対策としては大変不十分な構造ですから、安全対策を万全にする必要があると思います。また、こうした本当に基本的なまちづくり、これは地元業者の仕事として計画的に位置づけをすれば、地域経済にも大変貢献する事業ではないか、大変効果のある事業ではないかと思えます。そこで伺います。

アとして、行徳地域のふたかけ歩道は42kmあると伺っていますけれども、このバリアフリー化がどこまで進んでいるのか、また、今後の整備計画はどのようになっているのか。

イとして、ふたかけ歩道の下の水路、さっ渠の耐用年数は何年なのか。また、歩道幅の広いところを優先的にふたかけではなく安全なボックスカルバートにする整備計画を立てる考えはないのか、まずこの点について伺います。

発言者：亙理 滋道路交通部長

まず初めに、42kmのふたかけ歩道のうち安全対策がとられている計画も含めて何キロメートルかというご質問でございますが、水路上部をふたかけした歩道の延長につきましては、平成11年から14年に水路点検調査した水路台帳をもとに算定しますと、市内全体のふたかけ歩道154kmのうち、行徳地区につきましては、今ご質問者もおっしゃいましたとおり42kmでございます。現在この42kmのうち、市道0107号、これは通称カリフォルニア通りですけれども、そこや、市道8306号、通称内匠堀でございますが、これらの幹線道路や老朽化の著しい箇所を優先して整備しております。これまでふたかけ歩道の再整備を行った延長は12kmでございます。行徳地区の整備率としては、約29%となっております。今後の整備につきましては、まず今言いました市道0107号、全長約3.1kmのうち残り1.3km、市道8306号、内匠堀の全長約3.6kmのうち残り1.2kmを継続して整備してまいりたいというふうに考えております。

次に、バリアフリー化が完了するのはいつかというご質問でございます。この整備に関しましては、今ご説明いたしました整備とともに、幹線となる排水路のボックスカルバートの

整備も一部進められているところでもございます。42 kmすべてのバリアフリー化に関しましては、費用等制約もございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、まずは駅周辺、公共施設周辺、幹線道路を中心にこの整備を順次進めていくとともに、陥没等の緊急な箇所や危険度の高い箇所については応急処置を迅速に行ってまいりたいと考えております。

次に、ふたかけ歩道のさっ渠部分の耐用年数とその安全対策でございます。行徳地域の水路の多くは昭和41年ごろより進められた土地区画整理事業により築造されたもので、古いもので築造約40年以上が経過しております。以降、その水路上をふたかけ歩道にするために、沈下の起きにくい補強整備を行ってきたところでございます。耐用年数でございますけれども、一般的にはコンクリート構造物というものは50年程度とも言われておりますけれども、ご質問者も言われたようにさっ渠水路という、そういう環境にも左右されるということになるかと思えます。今後におきましては、前回の水路内点検調査から約10年が経過していますので、再調査を実施して、安全面、排水に支障を来すことのないように、今後とも水路改修等を行う必要があると考えております。

次に、歩道幅の広いところを優先的にボックスカルバートとできないかというご質問でございますが、歩道幅の広い水路は、一般的には幹線的な水路ということも言えると思えます。そういう面では、公共下水道事業の雨水計画による排水経路や断面などの計画に基づいてやっていかなくちゃいけないというふうに考えています。そういう中で整備を進めていくことになるかというふうに考えております。

いずれにしても、ボックスカルバート化には、先ほど言いましたように莫大な費用と時間を要することになりますので、まずは現在行っている整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、若干再質問したいと思います。

行徳地域のふたかけ歩道は全体で42 kmある中で、29%バリアフリー化が進んだということで、これは私も含め、超党派で、この危険道のバリアフリー化をずっと主張してまいりまして、大分進んだかと思いましたが、29%ということで、残りがまだ70%もあるということです。優先順位を決めて進めるということですので、これは早急に安全対策、特に交通量の多いところ、危険なところを進めていただきたい。これは強くお願いしたいと思います。

それで、質問ですけれども、ボックスカルバートについて、今ご説明いただいたんですが、一番安全な構造だと思ひまして、ボックスカルバートに切りかえができないのかという質問をしているわけなんです。排水対策の側から見ると、ボックスカルバートに変える必要性は、今は余りないという、そういう理解の仕方ではないのか。

それから、2つ目に、現在の水路、さっ渠、これを補強しながら上部をバリアフリー化する

るということになると、非常に整合性がとれないのかな、どこまで補修しながらもたせられるのかなという心配が逆にありますので、この2点、もう1度お聞かせください。

発言者：亘理 滋道路交通部長

ボックスカルバート化しないということではありませんで、ボックスカルバート化につきましては、先ほど言いましたように、費用、そういうものが時間ということも含めてちょっとかかるわけでありまして、市としましては、ボックスカルバート化の必要性は十分認識しております。市内にはまだまだ排水断面が50メートルメートルに達していないさっ渠水路が残っているというのが現実でございます。そういう意味では、順次計画的に整備を行っております。今年度も行徳地区の2路線でふたかけさっ渠水路をボックスカルバートにする整備を進めているところでございます。今後も豪雨時における浸水状況、または歩道の改善が必要な路線ということもありますが、そういう面を考慮しながら、計画的、継続的にふたかけさっ渠水路をボックスカルバート化に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

2つ質問したのですが、さっ渠を補強しながら上をバリアフリー化していくということが整合性がとれるのか、ちぐはぐにならないかということです。

発言者：亘理 滋道路交通部長

失礼しました。

このふたかけ歩道につきましては、外見的には上部を改修してということになりますけれども、ふたをかけているわけですが、そういう意味では、バリアフリー化を含めた改修をしています。ただ、上部の改修時には、水路内の下部も含めた安全性を高めた上で整備をしているということです。ですから、そういう意味では、我々とすればコンクリート構造物というか、舗装と同等の安全面を確保しているというふうに理解しております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

ちょっと心配はありますけれども、ふたかけ歩道は、特に歩行者の多いところは、本来歩道ではない。そういう状態の中で、何とか補強しながら使っているということでは、一歩間違えると大変危険な状況にもなり得るわけですので非常に心配です。歩行者の安全を第一に、ボックスカルバート化への移行も整備計画もきちんと立てていただいて、できるだけ早くこの全体の安全対策が完了するように強くお願いいたします。

次に移ります。2点目の、今後発注するまちづくり交付金事業の完成見通しについて伺います。

まちづくり交付金事業は、平成18年度から21年までの5年間で完了する事業に限られるわけですが、その期限が今年度末ということになります。広尾防災公園がそうでありましたけれども、やはり予想外の事柄が発生し、事業スケジュールが予想どおりにいかないということも、現実には多々あるわけで、年度期限間近になって公募する、また、入札、契約、発注を予定する、これで予定どおりにいくのかどうかということで、年度末ぎりぎり近くなってきましたので心配がありますので、特に7月公告分の以下の事業について2点通告しましたが、伺います。

1点目、寺町通り無電柱化、また、それに接続する権現道の景観整備事業、それから、広尾防災公園周辺の道路舗装、この事業について、入札の結果、契約、発注の予定、事業完成の見通しについてお聞かせください。

発言者：亙理 滋道路交通部長

それでは、大きく2点目のまちづくり交付金の関係でございます。まず、寺町通り、権現道、この2つについては、地元協力団体との協議を反映させた歴史的町並みをイメージした景観整備を進めているところでございます。事業の概要としては、平成19年度より寺町通りの無電柱化事業に着手し、今年度、引き込み管等の整備と調整を図りながら、道路整備を実施しております。権現道についても同様のイメージのもとに整備することになります。

また、広尾防災公園周辺地区では、防災公園を初め数々の関連施設工事が進められております。道路整備につきましては、平成20年度に電線共同溝整備に着手しており、以降、寺町通りと同様に、今年度、引き込み管等の整備と調整を図りながら道路整備を実施しております。

今説明させていただきました3件の工事につきましては、年度内の完成を目途に関係機関と詳細な調整を進めているところでございます。そこで、この3件の入札契約発注状況ということでございます。この3件の工事は、8月28日に入札を終えております。寺町通りの道路整備及び広尾防災公園周辺道路の道路整備につきましては、落札業者が決定しております。9月14日の契約締結となっております。一方、権現道景観整備については、入札が不調ということになりました。現在、施工条件等を見直ししまして、9月16日に再公告を行ったところでございます。そういう面では、11月上旬の契約に向けて手続を進めて、少なくともこの3件については年度内の完成を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

いずれも年度内に完成を目指しているということですが、本当に間に合うのかどうか、ちょっと心配がありまして質問をしているわけです。特に権現道ですけれども、入札不調になったということで、設計からすべてやり直しということになるわけですが、なぜ入札不調になったのか。私も歩いてみましたけれども、大変狭い路地裏で、工事が大変難航するというふうに思いますし、これから本当に手を挙げていただける業者さんがいるのかどうか、年度内にできる見通しが本当にあるのか大変心配になっているわけです。もしできなければ年度を越えてでも、交付金を受けられなくても、市独自にでも、これについてはやるということで間違いはないということなのか、すべて含めて、その辺、もう1度お聞かせいただきたいと思います。

発言者：亙理 滋道路交通部長

権現道景観整備の件についてでございますけれども、先ほど言いましたように、最初の入札が不調ということになりました。ご質問者も言われているように、あの場所については道路幅員が狭いということと、今回の工事延長が長いという、そういう意味で敬遠されたというようなところもあるのかと思います。そういう意味では、先ほど言いましたように、施工条件、工区的なものとか、安全面とか、そういうところの内容を見直して、10月早々に入札の予定ということで我々は考えています。そういう意味では、年度内完成でいけるだろうというふうに思っています。来年度以降になるというふうには考えていませんので、あくまでも年度内完成ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

目指していることは先ほどからわかっているわけですが、やはり非常に無理がある工事かなというふうに現地を見ましても思いまして、入札不調になった理由もそういうことなのかというふうに思いました。1つ、もし、また手を挙げていただけるところがなかったり、不調になったりした場合には、年度を越えてでも、市独自にでもやるということは考えていないのか、その点、もう1度、1点、お答えがなかったのでお聞かせください。

発言者：亙理 滋道路交通部長

できなかった場合というか、入札が不調となる、そういう場合につきましては、我々とすれば何らかの方法で整備は進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

まとめますが、期限が決まった交付金事業を行う場合には、先ほども言いましたけれども、やはり予定どおりにはいかないということは、現場の状況で多々あるわけですね。やはりそういうことも見越して、見通しを持って早目に公告、入札、これを行うべきだというふうに思います。万が一期限内に無理なら、年度を越えてでも市の予算できちんとした事業をやるんだということを、公告する際にも事業者にも、その辺も含めてはっきりとさせる必要があると思います。そうしないと、手を挙げていただけたところもどんどん少なくなってくるわけですから、そういうことを言うておきたいと思います。広尾防災公園がそうでありますように、やはり期限内に何が何でも終わらせるために無理をして、いろいろな混乱を来すようなことにならないように、くれぐれも強く要望しておきたいと思います。

では、次に移ります。大きな2点目の項目、三番瀬の保全について。大項目でお聞きいたします。

1点目は、「広報いちかわ」1面で、「自然病む三番瀬」を強調したことについてです。これは、ことし6月20日付の「広報いちかわ」です。これを見た市民は、さぞかし、三番瀬の環境は相当に悪いんだと、だれでもが思わざるを得ないというふうに思います。広報は18万部以上発行されておりますし、市民への影響は非常に大きいというふうに私は思います。

そこで伺いますが、三番瀬は湿地保全の国際条約であるラムサール条約に登録する要件が備わっていることは環境省が認めていることです。また、千葉県、あるいは市民調査の会がこれまで公表してきた調査で、客観的事実として、それは明らかになっています。8月11日に三番瀬を保全する環境8団体の皆さんと、行徳支所長を初め行徳支所の関係の職員さんと懇談したというふうに伺っておりますけれども、この際に、各種調査の結果については認識しているとおっしゃったということを伺いました。このことについては事実なのかどうか、確認をさせてください。もしそうであるならば、この「自然病む三番瀬」という表現を1面トップに大見出しにつけるということは誤っているのではないか、認識と違うのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、同じ広報1面のリードの部分の前段に、「東京湾に残された貴重な干潟・浅海域」というふうにあります。ちょっと見落としがちなんですけれども、そういうふうに認識が書いてあるわけです。そういう認識があるならば、市民に誤解を招くような大見出しの「自然病む三番瀬」という掲載の仕方、これはやはり訂正をして、事実をきちんと知らせるべきではないかと思いますが、その点についてお聞かせください。

2点目の人工干潟化の考え方についてです。

同じ広報の1面に、森田千葉県知事に要望書を提出したことが写真つきで掲載されています。要望項目10項目の、その第1に干潟の再生、つまり三番瀬に大量の砂を入れて人工干

潟をつくることについて要望をしておりますので、その点についてお伺いします。三番瀬の中でも猫実川河口域は泥質だからこそ生息する生態系、水質浄化能力が大変豊かだということは先ほども言いました千葉県や市民調査の会の調査で明らかになっているわけです。この点についても、先ほどの環境8団体と市との懇談の中で、猫実川河口域の泥干潟は残すことも考えていいとおっしゃったというふうに私は伝え聞いたのですが、これは事実なのかどうか。そうだとすれば、人工干潟については、猫実川河口域、塩浜3丁目ではなくて、塩浜2丁目の部分について考えているということなのかどうか、お聞かせください。

また、同じ懇談の中で、人工干潟で今の生き物が一時的に死滅したとしても、人工干潟造成後に新たな生き物が定着することを考えて、やってみるしかない、やってみないとわからないというふうにもおっしゃったというふうに伝え聞きましたが、これは現在の生物以上の生態系の回復よりも、人が触れ合える砂浜、これが最優先の目的なんだという考え方になるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

発言者：田草川信慈行徳支所長

三番瀬の保全について、何点かのご質問にお答えいたします。

初めに、「広報いちかわ」1面で「自然病む三番瀬」と書いた表現についてでございます。三番瀬関連の団体との意見交換の中で、市川海岸塩浜地区におけます生物調査の結果については認識していると確かにお答えしております。しかし、同時に三番瀬の自然については、一時的に、また、あるいは一部分だけを見るのではなくて、全域の生態系として、また、歴史的経過の中で考えていくべきであるというふうに考えております。そもそも三番瀬の埋め立て前の海辺であれば、内陸湿地、土手、アシ原、潮入り湿地、干潟、みお、藻場、浅海域、こうした多様な組み合わせによる自然であったはずでございます。しかし、市川市における第一期埋立とか、あるいは地盤沈下により、現在は陸からいきなり浅海域になってしまっております。いわゆる多様な自然が単調な自然になってしまっているということでございます。また、浦安市側の埋め立てによりまして海水の流れがなくなっております。沖には深掘部ができて、青潮がたびたび発生しております。こうした大きな構造的な問題が三番瀬には存在しております。そのため、鳥について見れば、かつて広大な干潟があったときには我が国でも有数のシギ、チドリの飛来地でありましたが、今は市川側で見れば漁港前の人工干潟などにわずかな飛来があるという状態でございます。三番瀬の代表的な鳥であるスズガモについても、近年減少しつつありまして、最新の平成20年の調査結果では、約4万2,550羽となっております。なお、日本全国で見ると、その数は減少していないことから、三番瀬の環境がえさ不足などで魅力を失っていることが推察されます。

また、三番瀬の自然は、従来、アサリやハマグリなどの採貝漁、干潟での支柱さくによるノリ養殖業、カレイやスズキなどの刺し網漁業などと一体となった自然でありました。しかし、漁業は衰退の一途をたどっております。アサリを例にとれば、昭和50年代には平均で年間約1,900tとれたものが、近年の10年間の平均では約700t程度。しかも、極めて不安

定で、ことしはほとんどとれていない状況でございます。また、昭和 50 年を境に、ハマグリは三番瀬から姿を消しております。漁業者の中には、アサリがとれない状況の中で、青潮などの害に強いために急速にふえつつある外来種のホンビノスガイをとって生活の足しにしているという状態であります。三番瀬には、ほかにも環境悪化に強いムラサキガイやチチュウカイミドリガニなどの外来種が拡大しつつあります。こうした状態を健全ではないというふうに考えているものでございます。

まさしく国の生物多様性国家戦略で言っている 3 つの危機、1 つは、「人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失」2 つ目は、「社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化」3 つ目は、「外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱」ということとでございますが、まさしく三番瀬はこの 3 つの危機に当てはまっているというふうに認識しております。また、こういうふうな状態にあるからこそ、前知事は里海を再生するとして、再生に取り組みられたものだというふうに理解しております。

次に、広報で事実を知らせるべきではないかということとでございます。そもそも三番瀬の再生の出発点である現状認識は大事であると思っております。三番瀬再生会議の議論がかみ合わないのも、この現状認識に違いがあることに原因があるものと思っております。先ほど言われました「東京湾で残された貴重な干潟・浅海域」というふうに書いているということも確かにございました。これは、確かに辛うじて残っている自然の財産だというふうには思っております。ただし、放置しておいていいとは思っておりません。自然の内容は、かつてのよい時代とは変わってきてしまっていると思っております。歴史的経過の中で、かつてのよい状態を知っている方たちから見れば、今の状態がとても健全とは言えないというふうに考えております。そうした現状認識に立って、少しずつでも着実によい環境を取り戻していく努力をしていくべきであると思っておりますし、そのように団体の方たちにお答えいたしました。そのためにも、現状はむしろ正しく伝えるべきだというふうに考えたものでございます。県議会でも担当部長が、三番瀬の漁場環境は悪化してきていると認識し、当面の取り組みとして、漁場環境に悪影響のあるアオサ対策の事業、長期的な取り組みとして流れづくりの検討などに取り組むという答弁もされております。このままの状態を継続することは、漁業と一体となって維持されてきた三番瀬が、漁業の衰退とともにますます環境が悪化していくものと考えておりますので、広報の表現は適切だと判断して実施してまいりました。

次に、猫実川河口の泥干潟及び 2 丁目の人工干潟の場所の考え方についてでございます。まず、三番瀬関連団体との意見交換の中で、基本的に三番瀬の再生には、もともとあった干潟や潮入り湿地など多様な自然を取り戻していく努力をすべきだというふうにお話いたしました。その中で 3 丁目の前の泥干潟につきましては、2 つの視点でお話をしたかと思っております。1 つは、干潟には幾つかの効用がありますが、その 1 つとして、干潟化して浅くなることによりまして、海水交換の機能は向上すると考えております。青潮や河川水の流入など

に対して、より強い構造の海になるというふうに思っております。その意味では、泥干潟でも、砂干潟でも効果は期待できるということでございます。もう1つは、以前の三番瀬のよい時代を知っている方々から聞き取り調査をしております。その中で、広大な砂干潟の一部には泥っぽい部分もあったというふうに聞いております。したがって、三番瀬を再生していく中で、広大な砂干潟の一部において泥っぽい部分があることを必ずしも否定するものではないというふうに思っております。そういう趣旨で発言したつもりでございます。

なお、干潟再生の進め方としては、いずれにせよ一遍にできるわけではありませぬので、できるところから少しずつ実現していけばよいというふうに考えております。

そこで、干潟化の取り組みの場所についてであります。これまで「広報いちかわ」に具体的に干潟化の取り組みについて掲載したのは、塩浜2丁目の自然環境学習ゾーンの前、あるいは改修を計画している1丁目護岸の前であります。そのほか、塩浜再整備で計画されている2丁目の公園予定地の前とか、あるいは今後整備する漁港周辺などがまず検討されております。なお、今回の団体との話し合いの中でも、漁港前の人工干潟である養貝場あたりからやればよい、あそこなら比較的無理がないとのアドバイスをいただいておりますので、養貝場を含む漁港周辺や1丁目及び2丁目護岸の改修にあわせて取り組んでいくのが現実的であるというふうに考えております。

最後に、人が触れ合える砂浜が最優先の目的かというふうなご質問でございました。意見交換をした団体の方々は、環境省に提出した文書の中で、市川市が人工ビーチをつくらうとしているというふうに書いております。また、今もご質問者は砂浜と表現しておられましたが、市はこれまで人工ビーチをつくらうとか、砂浜をつくらうとかと殊さら言ったことはございません。あくまで一貫して干潟を再生したいというふうに言ってきたつもりでございます。お互い建設的な議論をするためには、用語の正しい理解であるとか使用がまず基本であるというふうに感じたところでございます。

なお、環境省も生物多様性国家戦略の中で、干潟間の相互のつながりやネットワークを形成することが重要で、干潟の保全とともに、過去に失われた機能を補うための再生・修復の取り組みを行うことが重要であるというふうに言っております。また、環境白書の中の自然再生事業では、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻し、それを通じて自然環境学習の推進を図ることとしております。このような国の方向に沿って、市といたしましても、干潟の再生などにより、できる限りかつての三番瀬の自然に近いものを取り戻していきたい。あわせて失われている市民と海との豊かな関係を築いていくことを目指しているものであります。むしろ自然の回復と市民が海を大事にし自然に親しむことというのは、一体のものであるというふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

それでは、再質問をさせていただきます。

「自然病む三番瀬」の認識を改めるべきではないかということについてですが、埋め立て前は多様な形態だった、過去に失われた自然を取り戻すということなんだということで、埋め立て前と比較して、こうだというお話が随分ございました。アサリも水鳥も、確かに埋め立て前とは大きく減っているし、かつての環境とは違うということは事実かと思いますが、埋め立て前と比較すること自体が、広大な三番瀬の半分近く、1,300ha ぐらいでしょうか。広大な埋め立てをしてきた市川市ですから、この責任というのは大変重大だというふうに思うわけですね。この埋め立て前の環境と違うというのは、これだけ埋め立てをすれば当然でしょうし、しかし、今残された現状がどうなのかということからすれば、湿地保全の国際基準であるラムサール要件は満たしていますよということも事実なわけですよ。ですから、埋め立て前と比べてどうだという現状、だったら埋め立てそのものがどうだったのかということまでさかのぼらなければ、やはり責任問題としてはあると思いますので、今現状がどうなのかというところで、やはり問われているんだというふうに思うんです。

確認したいんですが、昨年2月議会の私の一般質問に対して、当時の環境清掃部長は、三番瀬は国際的に重要な湿地の9つの基準のうち、基準1の「各生物地理区内において代表的な湿地」、基準5の「水鳥2万羽を定期的に支える湿地」、基準6の「水鳥の個体数の1%を定期的に支える湿地」、基準7の「固有な魚類の種などで湿地の価値を代表する固体群の相当な割合を維持」、基準8の「魚類の産卵場、稚魚の生育場、漁業資源が依存する回遊経路等」に当てはまる湿地、この5つを満たしておりラムサール条約の基準に該当する国際的に重要な湿地とされており、かつての干潟や浅海域を人工的に埋め立て造成した現状では、陸と海との連続性が損なわれている形となっておりますが、ラムサール条約で示された基準を満たす数多くの水鳥が渡来し、これらの水鳥の生活を支える生物相が存在することを示していると考えられますと明快にご答弁をしております。この答弁に間違いはありませんよね。その認識をまず確認いたします。

また、問題のこの猫実川河口域、これは千葉県補足調査、また千葉県環境研究センターの調査、市民調査の会の調査によって酸素濃度をあらかず酸化還元電位の値、また、ヘドロ化しているかどうかをあらかず強熱減量の値、いずれも良好で、ヘドロという言い方、病んでいるとか、ヘドロとか、死んだとか言いますがけれども、こういう言い方は事実と反しているということも調査結果の中で明らかになっています。また、県の補足調査によれば、動物は195種類、植物15種類、市民調査の会の調査では動物132種類、植物16種類が確認され、三番瀬の中で最も多様な生物種が生息し、それをえさに稚魚が生息する場所となっており、そのことから東京湾の揺りかごと言われている。13万人の下水処理に匹敵する水質浄化能力があること、この水質浄化に大きく貢献する無数のアナジャコ、広大なカキ礁が存在すること、これらはテレビ、新聞などでも大きく掲載され、海外からも注目を浴びております。これについても認識されておりますでしょうか。こうした事実を現状認識に立ってというのであれば、まずこの事実をきちんと知らせること、これをなぜしないのでしょうかお聞かせください。

それから、人工干潟の考え方についてですけれども、塩浜3丁目のこの泥干潟部分を残すと言ったのではなくて、全体を含めて人工干潟化については検討したいというご答弁だったんでしょうかね。この塩浜3丁目地先の猫実川河口、これは大潮の干潮時、広大な干潟になるということ、これはご存じかと思いますが、千葉県之三番瀬深淺測量調査によると、地盤沈下は今まではしてなくて、逆に堆積傾向にあるということで、この広大な干潟がかなり広がっているということも事実です。先ほど支所長もおっしゃいましたように、やはり干潟で触れ合うということは、それができればいいということは事実ですので、接近の仕方を工夫すれば、現状でも可能ですし、また、先ほど養貝場のお話もありましたけれども、江戸川放水路、これも広大な干潟、大変すぐれた干潟が現実にありますから、十分に親しむ場所がありますし、これらももっともっとアピールしていく、そのことも事実を知らせるということでは必要なのではないかなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。事実を知らせるということですね。

それから、現状の豊かな環境を、やはりきちんと評価する、このことをしないで埋め立て前の環境に戻そうというのは、余りにも飛躍しているというふうに思うんですよ。今ある国際的に価値のある環境、これ以上に戻せるという明確な根拠があるのであれば別ですが、それが根拠がなく、人工的に改変させるということは、湿地保全と再生の国際ルール、これに反しているのではないのでしょうか。その辺をお聞かせください。

発言者：田草川信慈行徳支所長

第1点目の認識でございます。確かに埋め立て前と比較をしております。それは、当時の状態がよかった、それが理想なので、それに近づけたいという考えでございます。そのときに埋め立てしたことについての責任問題ということも今言われました。市川も浦安もそういった埋め立てをして、今の海がああいう状態になってしまった、あるいは地下水をくみ上げたために地盤沈下などがあって干潟が消滅してしまった。そういったことが過去にあったからこそ、今、市川だけじゃなくて、国を挙げてもう1度よい状態の自然を取り戻そうという動きになっているんだと思います。ですから自然再生推進法ができたり、自然再生推進方針ができたり、そういう流れの中で、市川市もできるだけ努力していくということが必要だというふうにお答えしたつもりでございます。

それから、ラムサールの登録の要件ということでございますが、市の環境清掃部でお答えしたのは、そういったものが適用の対象として考えられるということかもしれませんが、実際に今までに国のほうで三番瀬が対象として取り上げられたのは、2万羽以上の種がいる、それだけでございます。ほかの要件については対象外だというふうに私は認識しております。

それから、調査でございます。確かにここに二百数十種類の生物がいる。それは、過去の平成7年、8年の県の補足調査、あるいは平成14年の調査、こうした中でも三番瀬全体で259種の生物がいるというふうに認識しております。つまり、その当時からそれぐらいのものはいた、ここだけ、この猫実川河口だけが突出して特別に種類が多いとか、特別にいい状

態だとか、そういったことではない、それはそれで、それなりの種類がいるということは承知していますということでございます。それから、水質浄化機能について言えば、浅海域よりも干潟になって生物がそこに生息すれば、当然もっと浄化能力は上がるものというふうに考えております。

それから、人工干潟についてでございますが、いろいろと言いはちょっと難しかったのかもしれませんがけれども、理想としては、将来的にはできるだけもとの状態に近づけていくべきだというふうに言いました。ですから、全体で考えていくべきだ。そういう中には、広大な砂干潟のほかに、かつてあったような泥っぽいところもあるのではないかと、そういうことは認識しています。そういうことでございます。ですから、これは否定したわけではありません。

それから、ここの3丁目の泥干潟が少しずつ堆積しているということも承知しております。これは当然、毎年のように洪水があって、河川水を流しますと、その泥がたまってくる。それが、ここの海域は流れがありませんから、だんだんたまって行って、少しずつ高くなっていくんじゃないか。そういったことも、私も前にもいろんな会議で質問したんですけど、ちょっとあいまいだったところがありますけれども、堆積状況にあるんだらうというふうに考えております。それは、干潟化ということでは大変いい傾向だというふうに私は思っております。

先ほど言いました干潟化には4つの効用がある。これは前にも言ったのですが、1つは海水浄化機能の向上、それから、シギ、チドリが飛来する、それから、底生生物がたどり着く干潟のネットワークができる、それと、やはり干潟は一番人が行きやすい、子供たちが安全に入れる場所、そういった観点で干潟化と言っているんですが、そのうちの一部については、ここの泥干潟にも現在当たるものがある。ただ、それらを含めてもっともっといい状態に、もとの状態に近づける努力をしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

ラムサール条約の要件が、9つのうち全部満たしてなくてもラムサール条約登録の候補地になるわけで、5つ満たしていると。これは事実なわけですよ。鳥が随分減っているよというお話がまたありましたけれども、2万羽以上でラムサール要件になるわけですけども、2004年度の環境省の調査ですと、ズガモは2004年で約6万羽ですよ。このズガモは、年度年度によって4万羽だったり5万羽だったり、多くて9万羽だったり、9万羽の前が4万羽だったり、毎年違うわけですけども、いずれにしても全国一、ハマシギは全国で3位ということで、底生生物も豊かであるということも事実です。ラムサール条約の要件は2万羽以上ですけども、それをはるかに超えているわけです。アサリの問題も、当初いろいろご意見はありましたけれども、やはりこれは広大な干潟の埋め立てをしたということが最大の理由ですし、そのほかにも青潮ですとか、行徳可動堰の開放ですとかいろいろ要件

はあるわけで、現状の三番瀬が悪いということではなくて、これまでの経過の中で、こういう状況をつくり出したということも事実なわけですね。

ですから、私は今、環境の問題というのは地球的な規模で真剣に取り組まなければならないということで、温暖化対策もそうですけれども、湿地保全の国際条約というのでも、そういう中で深刻な問題になっているからこそ国際条約ができてきているわけです。これまで、いろいろな形で人の利用のために自然破壊が繰り返されてきた、このことをまず謙虚に反省するところから、繰り返さないところから出発しなければならないわけですね。

今、支所長さんは、かつての環境と違うということで、砂浜やビーチじゃなくて人工干潟化をということをおっしゃっておりますけれども、人工干潟を主張されている多くの市民団体の皆さんもいらっしゃるということは広報にも書かれておりますけれども、もともと埋め立てを主張されていた方々が大変多いわけですよ。私は、本当に環境のことを大切にすることであれば、まず埋め立てをしてきた、このことにきちんと立ち返って謙虚に反省し、繰り返さないということで、まずそのとこできちんと認識が一致されているのかどうか。現状の残された環境を大切にしていくということが、やはり人を含めた地球上の命を守るということにつながるということですね。やはり大きな視点に立つことが、今、地球的な規模で求められておりますし、この三番瀬の問題も、実際には埋め立てを主張されていた団体の方々は、まちづくりにしても、漁業にしても、やはりいろいろと利権、利害が絡んでいるということが背景にあるというふうに私は思うわけです。それが埋め立てじゃなくて、今度は人工干潟だというふうに主張されておるわけですが、本当に自然環境のことを第一に考えるというのであれば、まず現状の評価をして、そしてこれまでの反省をしていくべきだというふうに思うんですが、そういうところに立っているんでしょうかね。その辺が私の中では理解ができない状況にあります。その辺について、やはり自然再生という美しい言葉を使って、また、現状でも国際的に大変価値のある自然環境を犠牲にするということにつながるのではないかと。そういうことだけは繰り返してはいけないんだというところを、やはりきちんと確認することが必要ではないかなというふうに思うんですが、その点について、もう1度お聞かせください。

発言者：田草川信慈行徳支所長

最初にラムサール条約の登録の採択要件のうちの5つに当てはまるというお話でしたが、そのようには認識しておりません。2万羽以上というのにスズガモが当たっている、そういうふうに環境省はとらえていると私は認識しております。その2万羽にしても、10年ぐらい前でも9万8,000とかいたものが、今言ったように2004年で6万、2008年は4万2,550。これは多少ふえたり減ったりはありますけれども、全体的に減少傾向にあるというふうに判断しております。ご存じでしょうけれども、レイチェル・カーソンの「沈黙の春」というのがありますが、あれは何の前触れもなくやってくるものではなくて、やはりじわじわと悪くなってきて、ある日取り返しがつかなくなる、そういうものだと思っているんです。

ね。ですから、私たちは大変危機感を持っている。そういうことでございます。

それから、もう1点、埋め立ての反省ということがありました。埋め立てを主張した人が人工干潟を主張している、そういうことを私は聞いたことはありません。埋め立てと人工干潟は全く別なものでありますし、埋め立て事業はそれなりの都市計画上の問題であります。人工干潟、これは自然再生のためのということで一貫して言っております。そういったことを私は全く認識しておりませんので、答えようがございません。

以上でございます。

発言者：谷藤利子議員

鳥の数ですが、これは環境省のガンカモ類生息調査結果ですけれども、私も10年間ずっと数字を見ておりますけれども、これは一番多いときには9万、その前に4万だったり、その後にもまた4万だったり、その年その年によって大きく違うわけですね。だから、一番高かったところ、多かったところからずっと最近が減っているよという見方ではなくて、その前後も含めると、毎年前後するんだということで、一番最近でも4万、多いときは5万、6万ですね。それで、やはりそれでも全国一ということで、それ以外の生態系については認めていないんだ、条件にないんだということは、環境省がそういう根拠を示しているのに、市川市はそうじゃないんだというあたりは何が根拠なのかわからないんですが、客観的な公表された根拠があるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

発言者：田草川信慈行徳支所長

これは環境省が3年かごとにラムサール条約登録湿地にするための手続を進めてまいります。そのときに、三番瀬はどういう項目で対象になっているかということが会議の中で議論されております。そういった資料を見ますと、スズガモが2万羽以上いるというものが三番瀬に関しては対象要件というふうにされていると私は認識しております。

それと、先ほどいろいろ干潟再生のこともありましたが、これはもう国も、先ほど言われたような国家的なレベルで自然再生を進めていこうと。特に海辺に関して言えば、沿岸域の生態系が依然として全国的に減少・劣化の傾向にあるために、その保全と強化と、既に失われつつある砂浜、干潟、藻場などの再生・修復の手だてを講じていくことが必要である。そういうふうには生物多様性国家戦略の行動計画の中にもございます。そのほかにも、この生物多様性国家戦略の中には、自然再生であるとか、干潟を取り戻すとか、そういうことは随所に出てまいります。ただ、これはまだまだ始まったばかりであって、これから進めていかなくちゃならないという姿勢だと思っておりますが、市もそうした方向で進めていくべきだというふうに思っております。

発言者：谷藤利子議員

ちょっと重大な問題じゃないかと思うんですよ。鳥のことだけしか該当しないというふうにおっしゃったのは後で訂正することになるんじゃないかと私は思っています。9つの要件のうち1つしか満たさないでラムサール条約の登録候補地には挙がらないわけですよ。私はそういうふうには認識しておりますので、今後また、環境省のほうにこれは確認しますが、鳥以外には何も該当するものがないというふうにおっしゃったということになると、ちょっと重大なご発言じゃないかなというふうに思います。

時間がありませんのでまとめますが、やはり埋め立てをしたのは市川市なわけですから、埋め立て前の状況と比較して環境が悪いということを行うこと自体が、私がおこがましいのではないかなというふうに思うんです。事実は事実として、やはり残された豊かな環境があるわけですから、この現状の客観的事実に基づいて、基づかない自然再生というのはあり得ないわけですから、やはりこの残された現状の国際的に重要な環境をきちんと評価する、そして賢明な、賢い利用のあり方があるわけですから、それをきちんとアピールをする。そして、賢い市川市政、環境を本当に大事にしている、国際的な水準で環境問題に取り組んでいるんだと言っただけのような市川市政としての対策をぜひ求めたいと思います。

以上で質問を終わります。